

(資料一)

平成二十一年五月

臨時島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

島根県手数料条例の一部を改正する条例	1
--------------------------	---

平成21年 5 月臨時県議会提案条例の提案理由及び概要表

第85号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

長期優良住宅建築等計画の認定等に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額
<p>(1) 長期優良住宅建築等計画(以下「計画」という。)の認定を受けようとする者</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合</p> <p>イ 共同住宅等の場合</p> <p>(ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が</p>	<p>45,000円(適合証(登録住宅性能評価機関が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準のうち特定の基準(以下「特定の基準」という。)に適合していることを示す書類をいう。以下同じ。)の提出がある場合にあっては、6,000円)</p> <p>104,000円(適合証の提出がある場合にあっては、12,000円)を計画の認定の申請の数(以下「認定申請数」という。)で除して得た額</p> <p>164,000円(適合証の提出がある場</p>

<p>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</p> <p>(エ) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</p> <p>(キ) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</p> <p>(ク) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 計画の変更の認定を受けようとする者 (4)に掲げる者を除く。)</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合</p>	<p>合にあつては、21,000円) を認定申請数で除して得た額</p> <p>324,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、30,000円) を認定申請数で除して得た額</p> <p>580,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、56,000円) を認定申請数で除して得た額</p> <p>996,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、96,000円) を認定申請数で除して得た額</p> <p>1,814,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、155,000円) を認定申請数で除して得た額</p> <p>2,591,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、190,000円) を認定申請数で除して得た額</p> <p>3,174,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、203,000円) を認定申請数で除して得た額</p> <p>23,000円 (変更後の計画に係る適合証 (変更の認定を受けようとする計</p>
---	--

		<p>画について登録住宅性能評価機関が作成した特定の基準に適合していることを示す書類をいう。以下同じ。)の提出がある場合にあっては、3,000円)</p> <p>イ 共同住宅等の場合</p> <p>(ア) 計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下「変更に係る床面積の合計」という。)が500平方メートル以内のもの</p> <p>(イ) 変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p> <p>(ロ) 変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</p> <p>(ハ) 変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え</p>	<p>104,000円(変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、12,000円)を計画の変更の認定の申請の数(以下「変更認定申請数」という。)で除して得た額</p> <p>164,000円(変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、21,000円)を変更認定申請数で除して得た額</p> <p>324,000円(変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、30,000円)を変更認定申請数で除して得た額</p> <p>580,000円(変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、56,000円)を変更認定申請数で除し</p>
--	--	---	--

<p>5,000平方メートル以内のもの</p> <p>(㊦) 変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p> <p>(㊧) 変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</p> <p>(㊨) 変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</p> <p>(㊩) 変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定により建築基準法に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者</p>	<p>て得た額</p> <p>996,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、96,000円）を変更認定申請数で除して得た額</p> <p>1,814,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、155,000円）を変更認定申請数で除して得た額</p> <p>2,591,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、190,000円）を変更認定申請数で除して得た額</p> <p>3,174,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、203,000円）を変更認定申請数で除して得た額</p> <p>計画の認定を受けようとする住宅又は計画の変更の認定を受けようとする住宅の床面積の合計及び昇降機の数に応じて島根県建築基準法施行条例の規定の例により算出した額（工作物を築造する場合にあっては当該工作物の数に応じて同条例の規定の例により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては当該部分の床面積の合</p>
---	--

	計に応じて同条例の規定の例により算出した額に100分の105を乗じて得た額を加えた額)
(4) 計画の変更（譲受人を決定した場合の変更に限る。）の認定を受けようとする者	3,000円
(5) 計画の認定に基づく地位の承継の承認を受けようとする者	3,000円

3 施行期日

平成21年6月4日から施行する。